



学校給食に使用する食材について、毎日放射性物質の検査をしています。検査結果は、毎週ホームページに掲載しています。

児童・生徒数	
小学校 67名	中学校 40名
幼稚園 24名	保育所 2名
(年度途中から増える予定です)	

## 園外保育で元気ハツラツ

広野町保育所



幼稚園の子どもたちと合同の園外保育が3月7日、いわき市の「いわきっず もりもり」にお出かけしました。探検基地やトランポリン、ボールプールで体いっぱい動かしました。

## 着ぐるみで登場 子どもたちは大興奮

広野幼稚園



町民の有志からなる「がんばっ会」が3月5日、幼稚園と保育所の子どもたちに約80冊の本を寄贈しました。この本は、「がんばっ会」が東京のボランティア団体よりいただいた本を子どもたちのためにと寄贈。

この日は、がんばっ会の方が映画「あらしのよるに」のキャラクターにふんした着ぐるみで子どもたちに本をプレゼントしました。

子どもたちは、着ぐるみを見て大興奮。元気いっぱいの笑顔をみせてくれました。

## 平成25年度 保育料の助成について

町では、原子力災害により避難先市町村の認可保育所および認定こども園内保育所に入所している児童の保護者に対し、申請に基づき保育料の助成を行いますのでお知らせします。

助成期間は、平成25年4月分から平成26年3月分までです。支払った保育料の半額が対象となります。詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 町民課児童保育グループ（広野町保育所）  
☎ 0240-27-2345

## 幼稚園就園奨励費補助事業

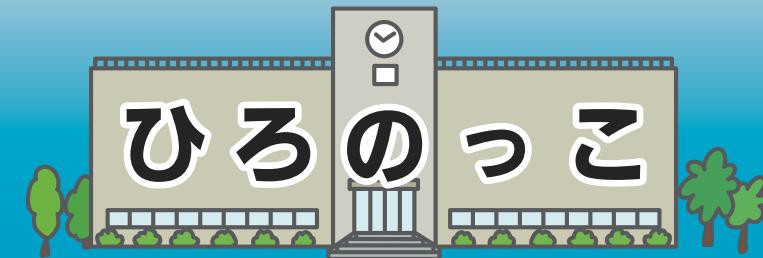
町では、広野町に住所を有し、避難先の幼稚園に通園しているお子さんの保護者を対象に平成24年度の保育料等の援助をしています。

通園先を通じて平成25年1月から3月まで（3回目）の申請をしていただいた方には、補助金交付決定通知書を送付し、4月下旬までに振込みをする予定です。

なお、今回は通園先ではなく保護者の皆様に、直接決定通知書を送付します。

◆問い合わせ 幼稚園 ☎ 0240-27-2221

- ・広野町教育委員会：☎ 0240-27-4166
- ・広野中学校：☎ 0240-27-3224
- ・広野小学校：☎ 0240-27-2332
- ・広野幼稚園：☎ 0240-27-2221
- ・広野町保育所：☎ 0240-27-2345



## ありがとう、広野中学校

広野中学校



笑顔で卒業を迎える9名の生徒と先生

## 感謝の気持ちを胸に

広野小学校



卒業を迎えた10名の児童

広野小学校卒業式が3月22日、小学校体育館で行われました。

この日晴れて10名の児童が卒業式を迎えました。

いわき市立中央台南小学校との合同運動会や学習発表会などでは、下級生を引っ張り、堂々と力強い姿をみせてくれました。

それが不安を抱えながらも決して下を向くことなく笑顔で前を向いて頑張った10名の児童のみなさん、卒業おめでとうございます。

広野中学校の卒業式が3月13日、中学校体育館で行われました。

東日本大震災および原発事故により、劇的に変わってしまった環境の中でも必死に前を向いて一歩一歩歩みを進めた卒業生9名。避難を余儀なくされ、別の中学校に通う友達の分まで広野中学校の伝統を守り続けました。

卒業生を代表して答辞を読んだ阿部寧彩さんは、「これから先、どんな困難があっても広野町に戻ってこれた喜びや私たちを応援してくださった方々を思い出し、乗り越えていきます」としっかりと前を向き、力強く語ってくれました。



## カーテンを取り替えました

町では、福島避難解除等区域生活環境整備事業を活用し、原発事故に伴う長期避難により悪化した教育環境の改善を図るため、幼・小・中学校のカーテンの取り替えを行いました。

町では、広野町に住所を有する方で、高等学校に在学し、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる方に対して、奨学資金を給与しています。受付期間は平成25年4月30日まで（土曜日を除く）となりますので、希望される方は広野町教育委員会事務局までお問い合わせください。

就学費支援については、原則として通学先の自治体で実施することとなっておりますが、避難先で認められない場合は、最終的に広野町が就学費支援を実施します。避難先で認定とならなかつた方は、広野町教育委員会までお早めにご連絡ください。

## 就学費支援について

◎受付期間	◎申請手続き	◎奨学資金の額	◎受付期間	◎月額
平成25年4月1日から平成25年4月30日まで（期間厳守）	希望する方は、奨学生願書などにより広野町教育委員会に申込みください。 願書は広野町教育委員会事務局に準備してあります。	月額10万円以内	平成25年4月30日まで（土曜日などを除く）	5千円
（ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く）				
（ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く）				
（ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く）				